

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	長野県では、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づき、生活に困窮する県民(市の区域にある者を除く。)に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1の15項により個人番号を利用することができるのは、「生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついては、以下の事務において特定個人情報を取り扱うこととする。 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 8 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 9 医療扶助オンライン資格確認の導入に関する以下の事務 (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・ 番号法第9条第1項の別表 第23項 ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項) [情報提供の根拠] ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表: 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42, 43の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	長野県健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

利用者の氏名	地域福祉課
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地方事務所行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部地域福祉課 TEL:026-235-7130(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない